

国民健康保険(国保)の 届け出は済みましたか？

就職して新しく職場の社会保険に加入した人や、退職して職場の社会保険をやめた人は、**14日以内に国保の届け出(変更手続き)が必要です。**
自動的に変更されることはありませんので、**必ず手続きをしましょう。**



変更手続きが必要な人(別表1)
社会保険に加入した人／今まで国保に加入していた場合は、国保から脱退する手続きを行います。

す。国保と社会保険の両方の保険証を持って、手続きをしてください。
社会保険をやめた人／国保へ加入する手続きを行います。社会保険の資格喪失日が分かるもの(健康保険資格喪失連絡票)を持って、手続きをしてください。そのほか／国保に加入している人でも、子どもが生まれたときや、転入するときなどは届け出が必要です。忘れずに、手続きをしてください。

国保に加入している場合の保険給付(別表2)

病气やけがなどで受診したとき、その医療費などが一部負担

で済むほか、医療費の自己負担額が高額になったときや出産したとき、加入している人が亡くなったときなど、別表2に該当する場合は申請することで、給付を受けることができます。
交通事故が原因で保険証を使用する場合

交通事故により負傷したときに保険証を使用して医療を受ける場合は、必ず保険年金課に届け出し、許可を受けてください。
※飲酒運転や居眠り運転、故意の信号無視などの悪質な法令違反の場合は、保険証を使用できません。

届け出・申請先

届け出は保険年金課で受け付けています。出張所の窓口では受け付けできません。

申し込み・問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

【別表2】申請忘れはないですか「国保の主な保険給付」

保険給付	支給要件	申請期間
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担額が高額となり、自己負担限度額を超えた場合	通知が届いた日の翌月1日から起算して2年間
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合	
妊娠婦付加金	妊娠婦が、母子手帳の交付を受けた月から出産の翌月までに保険診療を受けた場合	
出産育児一時金	出産した場合	出産日の翌日から起算して2年間
葬祭費	国民健康保険に加入している人が亡くなった場合 ※葬儀の施主に支給。	葬儀を行った日の翌日から起算して2年間

※該当する世帯の世帯主に、支給勧奨通知が届きます。葬祭費は、死亡の届け出をするときに案内されます。

【別表1】届け出は14日以内に「国保の変更手続き」

区 分	内 容	必要なもの
国保に入るとき	職場の保険をやめたとき	健康保険資格喪失連絡票
	転入してきたとき	転入手続きのときに申し出てください
	子どもが生まれたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき	保険証 ※転出手続きのときに申し出てください。
	職場の保険に入ったとき	職場の保険証と旭市の保険証
	死亡したとき	保険証 ※窓口での手続きの際に申し出てください。
その他	保険証の紛失・汚損により再交付を受けるとき	届け出する人の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど)
	修学のため、ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、在学証明書

要支援・事業対象者が利用する

旭市介護予防・日常生活支援 総合事業が新しくなります

4月から、これまでの旭市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の内容を見直し、
個々の状態に合う、より確かな自立に向けた
「短期集中型リハビリテーションプログラム」を開始します。

総合事業とは

効果的な介護予防マネジメントと自立支援に向けた多様なサービスを提供することで、要
支援状態からの自立の促進や重
症化予防を図ることを目的とし
て実施している事業です。

事業見直しの概要

医療機関や通所型サービス事
業所、介護老人保健施設のリハ
ビリ専門職と連携して「短期集
中予防サービス」を積極的に整
備し、生活機能が少し低下した
状態からの再自立（リエイブル
メント）の取り組みを実施しま
す。総合事業のサービス利用期
間は6か月です。

主な新規リエイブル メントサービス

訪問型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職が
3か月計12回、利用者の居宅を
訪問して、自立した日常生活が
送れるように、個別の短期集中
プログラムを提供します。

通所型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職の
所属事業所または、公的施設を
短期間（週1回3か月、計12回）
利用者が通所して、自立した日
常生活が送れるように、短期集
中プログラムを提供します。

くわしくは

サービスの内容や利用の相談

のほか、申し込みに関すること
は、該当する担当地区の地域包
括支援センターへ問い合わせて
ください。

旭市中央地域包括支援センター

（担当地域／中央小・矢指小・

富浦小学校区 ☎85・5371）

旭市東部地域包括支援センター

（担当地域／海上地域、飯岡地
域 ☎74・3433）

旭市北部地域包括支援センター

（担当地域／干潟小・豊畑小・

共和小・琴田小学校区、干潟地
域 ☎68・2055）

問い合わせ先

旭市基幹型地域包括支援セン
ター（高齢者福祉課内）

☎62・5433

介護予防の新たな制度

住民主体による助け合いサービスへの補助金

市民が主体となって高齢者の助け合いサービスを提供す
る団体に対し、補助金が交付される新たな制度ができた。

対象団体

要支援などの認定を受けている人を含む65歳以上の人
へ助け合いサービスを提供する、次の要件を満たす団体

- サービスを提供する担い手が3人以上いること
- 地域住民による無償または有償ボランティア活動であること

※ サービス提供範囲・利用者負担の有無は問いません。た
だし、移動支援型のサービスは利用者負担が有料の場合
は、対象になりません。

対象サービスと補助金額

① 訪問による日常生活支援サービス：高齢者の自宅での困
り事への生活支援

② 通いの場を提供するサービス：高齢者の通いの場でレク
リエーションなどの提供

補助金額（①・②共通）：立ち上げ補助費 年間1回限り
10万円まで、運営補助費 年間20万円まで

③ 移動支援型サービス：短期集中予防サービス、通いの場
会場などへ的高齢者の移動支援

補助金額：活動に応じ計算された額

申請方法

高齢者福祉課で入手できる申請書に必要事項を記載の
上、添付書類と合わせて郵便または持参してください。

補助金の支給には要件があります。くわしくは市ホーム
ページを確認するか、問い合わせてください。

申し込み・問い合わせ先

〒289-2595 旭市二の2132

高齢者福祉課高齢者班（☎62-5350）